

研究活動の不正行為の防止等のための本学の取組みについて

全世界は 20 世紀終盤から、科学技術の爆発的な進歩を背景に科学が猛スピードで進化・深化する時代に入りました。同時に、種々の研究不正が表沙汰となり、研究者の倫理と研究に対する信頼性があらためて問われるようになりました。科学の進歩とグローバル化によって、ほんの軽い気持ちの研究不正が予想を超えて大きな影響を及ぼし得るようになったからです。それはすなわち、大学を含めて研究機関から研究者、そして研究費配分機関まで、あらゆるレベルに対して研究倫理・研究公正に対する責任が求められるようになったことを意味します。

我が国においては、2006 年に『科学者の行動規範』（日本学術振興会）が策定され研究者の倫理があらためて厳しく問われると同時に、総合科学技術会議より『研究上の不正に関する適切な対応について』によって研究不正に対して厳然たる態度で臨む決意と方針が明確に示されました。さらに、翌 2007 年 2 月、『研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）』（文部科学大臣決定）が出され、公的研究費の厳密な取り扱いが求められるようになりました。このような種々のガイドラインが取りまとめられた裏には、大きな研究不正案件があったことは言うまでもありません。そして、研究の公正性を担保するための取組として、公的研究費の取り扱いと研究不正（「ねつ造 fabrication」、「盗用 falsification」、「改ざん plagiarism」いわゆる FFP）が主要なターゲットとなったのです。

国際医療福祉大学では 2009 年の 4 月を端緒に、教職員の研究活動の不正行為の防止等に対する措置に関しては、順次、必要な規定の整備を実施し、積極的な対処をしてまいりました。とくに、2014 年 2 月、「研究費の不正使用」の防止を主眼とした『研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン』の改正、さらに同年 8 月、「研究不正」のもうひとつの大きな側面である「研究活動の不正行為（主として FFP）」についても、旧来のガイドラインを厳格化し文部科学大臣決定として『研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン』が新設されたことを踏まえて学内の手続きを整備してきております。

上記 2 つのガイドラインの改正内容・趣旨を十分に勘案し、2014 年 10 月、本学の不正防止に関する基軸となる『研究活動の不正行為の防止等に関する規程』を改めて大きく改訂し、実効性ある対応を可能とする体制を整備し、役割と責任の明確化も図ってまいりました。

2021 年 2 月、公的研究費執行のさらなる健全性と透明化を目的に、『研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン』が改訂されました。それによると、2021 年は「不正防止対策強化年度」と位置付けられ、「各機関における取組の再点検を実施するとともに、改正ガイドラインに沿った所要の取組の実施」が求められております。ガバナンスを強化すること、不正防止のためにシステムを強化することとともに、研究に関与するすべての立場の人の意識改革が求められております。

このような流れを踏まえ、今後も引き続き本学全体のコンプライアンスの向上を図り、社会に大きく貢献する「研究成果」を数多く輩出できるよう、全教職員一丸となり、魅力ある大学の実現に取り組む所存です。ぜひともご支援・ご協力のほどお願いします。

2024 年 4 月

国際医療福祉大学
学長 鈴木康裕

(1) 公的研究費の不正の防止、研究活動の不正行為への対応等に関する管理・責任体制について

本件については、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）（令和3年2月1日改正）」並びに、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン（平成26年8月26日決定）」の趣旨に基づき、本大学の「公的研究費の不正使用」「研究活動の不正行為」対応等の管理・責任体制について、「学校法人国際医療福祉大学研究活動の不正行為の防止等に関する規程」の中で以下のように定めています。

- 1) 最高管理責任者： 学長
不正行為の防止、研究費等の運営・管理を統括します。
不正防止対策の基本方針を策定・周知するとともに、それらを実施するために必要な措置を講じます。
- 2) 統括管理責任者：研究部門を担当する副学長、副大学院長または理事
最高管理責任者を補佐し、不正行為の防止、研究費の執行・管理等の監督を行い、不正防止計画の実施状況を把握し、最高管理責任者に報告します。公的研究費の管理と不正防止について実質的な責任と権限を有します。
- 3) 研究不正防止推進責任者：各部局の長（各学部、研究科、センター、附属病院等の長）
コンプライアンス教育の実施、研究費の執行・管理等の監督を行い、実施状況を統括管理責任者に報告します。
- 4) 研究不正防止推進副責任者：学部の学科長（専攻においては専攻主任）及び各部局の事務部門の長
研究不正防止推進責任者を補佐し、担当部局の実効的な管理監督が行い得る体制を構築する役割を負います。
- 5) 研究倫理支援室：研究倫理支援室長は学内の研究倫理の有識者
研究倫理の向上を目的に広く研究活動に係る者を対象に定期的な研究倫理教育を実施します。
- 6) 不正防止計画推進部署：研究管理室
不正行為の防止及び研究者等の適正な執行のため、最高管理責任者の指揮のもと、次のことを行います。
 - ・ 不正防止計画の策定と改善
 - ・ 不正防止計画の実施状況の確認
 - ・ コンプライアンス教育の実施
 - ・ モニタリングによる執行状況の検証
 - ・ 公的研究費の管理に関する各部局、監査部との連携

7) 不正の告発・相談窓口

1. 研究管理室

〒107-0062 東京都港区南青山1-24-1 アミティ乃木坂

電話：03-6388-5096

メール：adoken@iuhw.ac.jp

2. 各キャンパス・施設の事務部門の長

3. 大学本部 人事部

東京都港区4-1-26 東京赤坂キャンパス

電話：03-5574-3802 FAX：03-5574-3803

待山義治 y-machiyama@iuhw.ac.jp

4. 学外窓口

木島綜合法律事務所 弁護士・木島 昇一郎

TEL：03-3500-5811

注) 情報提供は、電話、電子メール、親展文書または面会により受け付けています。

《問い合わせ先》

研究管理室 TEL：03-6388-5096 メール：adoken@iuhw.ac.jp

(2) 研究倫理研修およびコンプライアンス研修の受講について

本学では、平成26年以降「学校法人国際医療福祉大学研究活動の不正行為の防止等に関する規程」で、本学教員、研究補助者等並びに公的研究費の運営・管理に携わる教職員に対し、研究倫理研修とコンプライアンス研修の受講と誓約書の提出を求めています。

オンライン研修システム CREDITS に「教職員研究倫理講習」、「教職員コンプライアンス研修」を搭載し、本学教員、研究補助者等、研究費に関わる事務職員に毎年度の受講を義務付けています。その他外部eラーニングも導入するなど、多様化する研究領域に対応していきます。

2024年度在籍者は、別途お知らせする定められた期限までに、本学が実施する研修を受講する義務があります。履修方法や研修の開催案内等については、一斉メール等にてご案内いたします。

- 新たに本学に入職・転入された研究者の皆様へ
- 入職・異動により公的研究費に係る部署に移った職員の方へ

CREDITS： <https://www.uhcta.com/uth/member/>

初めて利用する際は、国際医療福祉大学の教職員として各自でユーザー登録を行ってください。その後「e-ラーニング」で下記のe-ラーニングを受講してください。

教職員研究倫理講習 2024(国際医療福祉大学)

教職員コンプライアンス研修 2024(国際医療福祉大学)

スライドを最後まで読み進めて学習し、確認テストに合格すると修了です。翌日以降に、認定証を出力することができます。

＜問い合わせ先＞ 研究管理室 adoken@iuhw.ac.jp

(3) 研究活動の不正行為とは

本学では、従前より、研究活動の不正行為については、学校法人国際医療福祉大学研究活動の不正行為の防止等に関する規程にて下記の通り定義しています。

研究活動の不正行為とは、本学教職員等が研究活動に係る場合における次の各号に掲げる行為をいいます。ただし、故意によるものではないことが根拠をもって明らかにされたものは不正行為には当たりません。

- 一 故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによるねつ造、改ざん、盗用
 - ・ ねつ造：存在しないデータ・研究結果等を作成する行為
 - ・ 改ざん：研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工する行為
 - ・ 盗用：他の研究者のアイデア、分析・解析手法、データ、研究結果、論文又は用語を当該研究者の了解又は適切な表示なく流用する行為
- 二 学内規程及び関係法令に逸脱して、研究費等を不正に使用する行為（以下「不正使用」という。）及び不正に受給する行為（以下「不正受給」という。）
- 三 前各号に掲げる行為のほか、研究活動上の不適切な行為であって科学者の行動規範及び社会通念に照らして研究者倫理からの逸脱が甚だしい行為、国際医療福祉大学倫理審査委員会規程に違反する研究を行う行為並びに本条各号に掲げる行為の証拠隠滅又は立証妨害をする行為

上記のうち、「ねつ造」「改ざん」「盗用」は「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン（平成26年8月26日文科科学大臣決定）」の対象となる「特定不正行為」です。

□ 本学規程における「研究活動の不正行為」と2つのガイドラインの対象となる研究不正

研究活動の不正行為	
研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（令和3年2月1日改正） 公的研究費の不正使用(不正受給)	研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン（平成26年8月26日） 公的研究費を原資として行った研究におけるデータ・研究成果の捏造と改ざんおよび盗用
上記の他、 二重投稿、不適切なオーサーシップ等、研究活動上の不適切な行為であって科学者の行動規範および社会通念に照らして研究倫理からの逸脱が甚だしい行為、 国際医療福祉大学倫理審査委員会規程に違反する研究を行う行為、 並びに本条各号に掲げる行為の証拠隠滅又は立証妨害をする行為	

(4) 研究費の不正使用の事例

実態を伴わない虚偽の書類を作成し、実態があったものとして提出し、不正に研究費を支出させる次の行為は、研究費の不正使用になります。

1) カラ雇用、カラ謝金

- ・ 研究協力者等に支払う謝金について、実際より多い作業時間を出勤表に記入して大学に請求し、不正に経費を受領した。(カラ雇用)
- ・ 学生等の名義で実態を伴わない謝金を大学に請求し、支払われた謝金を返還させ研究室の運営経費に充当した。(還流・戻し金)
- ・ 研究協力者と実態のない研究協議会等を実施したことにして、謝金(報酬)を請求し不正に研究費を支出させた。(カラ謝金)

2) カラ出張及び出張費用の水増し請求

- ・ 虚偽の出張報告書を提出して、不正に旅費を受領した。(カラ出張)
- ・ パック旅行等の格安航空券を購入したにもかかわらず、業者に正規運賃の見積書及び領収書を作成させ、正規の運賃で旅費を請求して差額を私的に流用した。(水増し請求)
- ・ 他機関から旅費の支給を受けたにもかかわらず、大学に同じ旅費を申請し、二重に旅費を受領した。(二重請求)
- ・ 出張先に近い自宅等に宿泊したにもかかわらず、ホテルに宿泊したことにして旅費を不正に受領し私的に流用した。

3) カラ発注(預け金)及び書類の書き換え

- ・ 研究費等が余ったため、業者取引実態と異なる虚偽の納品書・請求書等を作成させ、支払われた代金を預け金として業者に管理させ、翌年度以降に別の物品等を納品させた。
- ・ 研究費等の使用ルール上、購入できない物品の購入等を行うため、業者に当該経費で購入可能な消耗品等、実際の取引とは異なる虚偽の書類を作成させた。
- ・ 研究資金が足りなくなったため、実際3月に納品された物品の納品書を4月に書き換えるよう業者に指示し、翌年度の予算で支払った。
- ・ 研究資金が余ったため、実際4月に納品された物品の納品書の日付を空欄にするよう業者に指示し、旧年度の予算で支払った。

(5) 違反者へのペナルティ

ルールに従って正しく使用しないと、科研費の交付制限や返還、応募制限のペナルティ・刑事罰が科せられることがあります。(各配分機関(文科省等)により対応は異なります)

◆不正または虚偽による科研費の受給の場合

研究費の返還：全額の返還

交付しない期間：5年（受給した本人・それを共謀した者）

◆受給した科研費の不正な使用の場合

研究費の返還：一部又は全額の返還

交付しない期間：1～10年

（不正使用した本人・それを共謀した者・不正使用された研究費の管理責任者）

◆不正行為（論文データのねつ造等）があった場合

研究費の返還：一部又は全額の返還

交付しない期間：1～10年

（不正行為に関与したと認定された本人・不正行為が認定された論文等の内容について責任を負う者）

- ・ 上記の場合全てにおいて、既に採択されている課題も交付が停止され、分担金を配分されている研究分担者についても、その分担金の配分を受けることができなくなります。
- ・ また、原則、不正が認定された研究者の氏名を含む不正の概要が公表されます。

（6）モニタリングの実施

本学では、競争的研究費について、研究管理室にて研究者の受給状況・執行状況を定期的にモニタリングし、統括管理責任者・研究不正防止推進（副）責任者・内部監査部門に情報提供を行ない、個々の執行状況や管理上の懸念が生じていないかなどを報告・レポートしています。

適宜、施設の科研費担当や研究管理室から状況確認を行なっていますが、4月の科研費の交付内定の段階から、研究者の研究費の受給状況、統括管理責任者・コンプライアンス推進（副）責任者・内部監査部門に情報提供を行ない、エフォート*が実情と合っているか、教育研究活動への支障がないか、などの観点も加え、各施設、学部・学科単位での管理体制を強化していきます。

改めて、適正な研究実施と執行に努めて頂き、執行が（最終）年度の第3・4四半期に集中することがない様、お願いいたします。

* 「エフォート」=「年間の全仕事時間を100%とした場合の当該研究の実施に必要とする時間の配分率(%)」

（7）内部監査の実施

本学では、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」及び「厚生労働科学研究費補助金における事務委任について」（平成13年7月5日厚科第332号厚生科学課長決定（平成29年3月31日改正））に従って内部監査部門による内部監査を行っています。

- 1) 定期的に一定数、会計書類の形式的要件等が具備されているか（通常監査）、さらに使用状況や納品の状況等確認を含めた（特別監査）内部監査を実施しています。
- 2) 競争的研究費の管理体制の不備の検証や発注・検収・支払の現場におけるチェックや平成26年度からは、上記モニタリングが機能しているかの検証も対象となります。
- 3) 加えて、研究管理室との連携強化により、本学の実態に即した要因分析に基づき、不正発生のリスクを踏まえたサンプル抽出により、抜き打ちを含めた、本格的なリスクアプローチ監査*を適宜、実施しま

す。

* リスクアプローチ監査とは、外部環境、内部環境などに起因するリスクを考慮した上で、監査対象業務を特定し、重点的に行うことによる効率的かつ効果的な監査をいいます。

(8) 研究活動におけるその他の不適切な行為(特定不正行為以外の不正行為の範囲)

1) 不適切なオーサーシップ

研究論文の著者リストにおいて、著者としての資格を有さない者を著者として含め、もしくは著者としての資格を有する者を除外するなどの行為。

2) 二重投稿

同一内容とみなされる研究論文を複数作成して異なる雑誌等に発表する行為。

3) その他

利益相反に関する義務違反、守秘義務違反、研究対象者への同意の欠落、被験者の虐待など。

(9) 研究健全化に関する事項

1) 利益相反について

利益相反から異なる利害により研究にバイアスが生じたり、教育活動に悪い影響が出たりする恐れがあります。また、研究機関に対する社会からの信頼が失われることにもなります。このため、産学連携実施に伴い利益相反が生じる可能性を持つ研究を遂行するに当たっては、研究実施主体の明確化と研究成果の管理など適切に対応することが求められます。本学では、「利益相反管理規程」に基づき、関連施設を含む常勤の全教員に「利益相反自己申告書」を毎年提出頂いています。

◆ 研究管理室HP <http://kenkyo.g.iuhw.ac.jp//> 「利益相反」

2) 他の研究の評価について

論文の査読において、査読者が当該分野において論文著者と競争関係にある場合や異なる学説・思想・信条を持つ場合も起こり得ますが、そのような場合に投稿論文に対する査読を理不尽に厳しくしたり、査読過程を意図的に遅らせたりするようなことは厳に戒めなくてはなりません。また、競争的研究費の審査においては、利益相反の規程を遵守するのは当然ですが、規程に書かれている事柄以外でも、審査に影響を与えるような関係が申請者との間にある場合には、自ら辞退することが研究者倫理として求められます。